



広報

おみい友

No.302

2023.8



なけいさつかんに
なれますように

上板くらし応援商品券	4
上板町議会議員一般選挙	4
お知らせ	13~15
イベント	16~17
議会だより	18~23

神宅小学校・幼稚園前では今年の七夕に合わせ、
八坂ボランティアクラブの協力のもと、七夕飾りが飾られました。

(撮影日：令和5年7月7日)

瑞宝双光章受章

川瀬隆一氏



令和5年3月1日付で、瑞宝双光章を受章されました。

氏は、昭和33年4月から平成7年3月まで、県内の小中学校で教諭、教頭、校長として活躍されました。

本町においても、松島小学校で校長として勤務され、退職後も本町の学校教育等の振興に尽力されました。これらの功績が認められ、今回の栄えある受章となりました。

氏の受章を称えるとともに、今後益々のご健康とご活躍をお祈りいたします。



● お問い合わせ 上板町役場 教育委員会

☎088-694-6814

正六位受位

故熱田 治氏

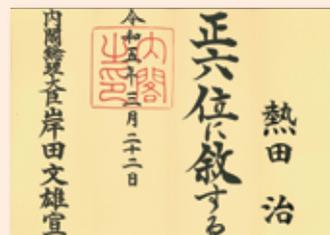


令和5年3月22日付けで、正六位を授けられました。

氏は、昭和22年4月から昭和62年3月まで、県内の小中学校で教諭、教頭、校長としてご活躍され、本町においても、永きに亘り学校教育等の振興に尽力されました。

これらの功績が認められ、今回の栄えある受位となりました。

故熱田氏の町に対するこれまでのご尽力に感謝を申し上げますとともに、今回の受位に敬意を表し、謹んでご冥福をお祈りいたします。



● お問い合わせ 上板町役場 教育委員会

☎088-694-6814

「ペットボトルの資源循環水平リサイクル」の協定締結式



この協定は、持続可能な循環型社会形成に向け、ペットボトルを他の製品に再生し、最終的に焼却する現在のカスケードリサイクルから、ペットボトルに繰り返し再生し、使い続ける水平リサイクルの取り組みを定めています。

6月27日、中央広域環境センターで、上板町をはじめ、中央広域環境施設組を構成する阿波市と板野町が、大塚製薬(株)、四国合同通運(株)、豊田通商(株)の3社と「ペットボトルの資源循環水平リサイクルに関する協定」を締結しました。

● お問い合わせ ●

上板町役場 環境保全課

☎088-694-6813

上板町スポーツ協会表彰式



令和5年6月19日(月)、本町スポーツ界における活躍を称え、19名の方を上板町スポーツ協会スポーツ功労者・スポーツ優秀者として表彰いたしました。各受賞者につきましては次のとおりです。(敬称略)

スポーツ功労者

本 浄 久 夫
植 田 昌 和
岸 本 英 樹
川 上 真 由 美

スポーツ優秀者

黒 田 剛 希
(上板中学校・柔道)
佐 野 はる乃
(上板中学校・柔道)
佐 藤 悠 月
(上板中学校・陸上)
新 開 華 凜
(上板中学校・陸上)
福 永 拓 望
(上板中学校・陸上)
水 村 芽 生
(松島小学校・陸上)
伊 藤 那 三 希
(神宅小学校・
ローラースケート)

庵 床 主 力 生
(松島小学校・柔道)
松 尾 怜 奈
(松島小学校・柔道)
佐 野 日 向
(松島小学校・柔道)
白 石 千 紘
(高志小学校・バレー)
山 上 莉 子
(高志小学校・バレー)
多 田 絆 菜
(松島小学校・バレー)
坂 東 莉 愛
(高志小学校・バレー)
土 也 珠 季
(高志小学校・バレー)

※令和4年度の学校名を記載してあります。(順不同)

● お問い合わせ ● 上板町役場 教育委員会 ☎088-694-6814

高志スポーツ少年団四国大会結果報告



去る令和5年6月24日(土)～6月25日(日)令和5年度四国ブロックスポーツ少年団軟式野球交流大会兼第45回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会四国予選会に、徳島県代表(第64回こども野球のつどい準優勝)として出場しました。大会1回戦、高知県代表 介良富士スポーツ少年団と対戦し、惜しくもサヨナラ負け(2-3)という結果になりました。また、交流戦では、愛媛県代表 福音クラブスポーツ少年団(6-2)と対戦し、勝利しました。団員数が少なく、一人も欠けることが出来ない中、子ども達は良く頑張ってくれました。今後は、より一層練習に励み、頑張って参りたいと思います。この度は、多くの方々に温かいご支援ご協力を賜りまして、本当にありがとうございました。

● お問い合わせ ● 上板町役場 教育委員会 ☎088-694-6814

令和5年度 上板くらし応援商品券配付事業のご案内

エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面する上板町民の皆様の生活を応援するため、上板町内事業所で使用可能な商品券「令和5年度上板くらし応援商品券」を下記の対象者に配付します。

お受取りになった令和5年度上板くらし応援商品券は、取扱店舗等として事前登録された上板町内の店舗・事業所でご使用いただけます。

配付内容 1人あたり5,000円（額面500円券10枚つづり）

配付対象者 令和5年7月1日において、町の住民基本台帳に登録されている人
※登録された住所が生活の本拠でないときは、配付対象者に含まれない場合があります。
※居住の状況により、申し出等が必要になる場合があります。
※基準日において町の住民基本台帳に登録されており、かつ、引き続き住民登録がされている母親から出生し、令和6年2月29日までに町の住民基本台帳に登録された新生児については配付対象者に含まれます。

配付方法 同居世帯員の分を一括して世帯主に郵送します。
郵便局の「ゆうパック」により郵送しますので、受取確認が必要です。
※8月15日頃から順次配送する予定です。

使用有効期限 令和6年2月29日 ※到着には差異が生じますが商品券が到着次第使用可能です。

使用可能店舗・事業所 9月号に事業者一覧を掲載します。
最新の情報は、上板町ホームページで随時更新しますのでご確認ください。
※取扱店舗等を随時募集しています。



ご不明な点は、上板町役場 総務課（☎088-694-6801）までお問い合わせください。

上板町議会議員一般選挙のお知らせ

上板町議会議員一般選挙が下記により執行される予定です。

◇選挙日程

- 告示日 令和5年9月19日(火)
- 立候補受付 令和5年9月19日(火) 8時30分～17時
上板町中央公民館・大会議室（役場2階）
- 投票日時 令和5年9月24日(日) 7時～20時
- 投票所 町内5投票所（投票所入場券に、あなたの投票所を記載しています）
- 期日前投票 令和5年9月20日(水)～令和5年9月23日(土)の4日間
時間：8時30分～20時 場所：上板町役場 1階ロビー
- 不在者投票 令和5年9月20日(水)～令和5年9月23日(土)の4日間

◇立候補予定者説明会

- 日時 令和5年8月8日(火)
13時30分～
 - 場所 上板町中央公民館・大会議室
（役場2階）
- ※立候補を予定されている方は、必ず出席してください。

不在者投票制度について

◇不在者投票制度

仕事や旅行などで選挙期間中、上板町以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができます。また、指定病院等に入院等している方などは、その施設内で不在者投票ができます。

◇不在者投票の手続き

- 上板町以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票
1. 上板町選挙管理委員会に、直接または郵便等で投票用紙など必要な書類を請求します。この場合、どこで投票したいかを伝えます。
2. 交付された投票用紙などを持参して、投票する市区町村の選挙管理委員会に出向きます。
- 指定病院等における不在者投票
徳島県選挙管理委員会から指定を受けた病院や老人ホーム等に入院・入所中の方で、投票日当日に投票所に行けない方は、その施設において不在者投票ができます。投票用紙等は病院長等を通じて請求することができ、投票は病院長等の管理する場所で行います。
- 郵便等による不在者投票
身体の障害や疾病のために、投票所へ行って投票することができない人が自宅等で投票の記載をし、郵便等を利用して投票を行う制度です。
この制度によって投票を希望される場合は、あらかじめ申請手続きが必要です。

①郵便等による不在者投票をすることができる人

身体障害者手帳が戦傷病者手帳を持っている選挙人で、下記の障害のある者または、介護保険被保険者証「要介護5」の者に認められています。

（自分の氏名や候補者名を自書できることが条件となります。）

区分	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹又は移動機能の障害	1級又は2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の障害	1級又は3級
	免疫又は肝臓の機能障害	1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢又は体幹の障害	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は肝臓、小腸の障害	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証	要介護状態区分が「要介護5」	

②郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者

上記①の条件を満たし、さらに自ら投票の記載をすることができない人で手帳等の記載が次に該当する人は、あらかじめ届け出た者（選挙権を有する者に限る）に投票に関する記載をさせることができます。

区分	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	上肢又は視覚の障害	1級
戦傷病者手帳	上肢又は視覚の障害	特別項症から第2項症まで

● お問い合わせ ● 上板町選挙管理委員会事務局(上板町役場 総務課内) ☎088-694-6801

台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクととるべき行動を確認しましょう。

避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ **必ず取組みましょう**

ハザードマップ*で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として※、**立退き避難**（自宅の外に避難）が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある場合は**屋内安全確保**（自宅に留まり安全確保すること）も可能です。

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル3 高齢者等避難が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう（日頃から相談しておきましょう）

警戒レベル3 高齢者等避難が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル4 避難指示が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう（日頃から相談しておきましょう）

警戒レベル4 避難指示が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

避難行動要支援者名簿登録のお知らせ

災害が発生した場合や発生する恐れがある場合に、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方々の情報を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成しています。また、その登録者に対する支援者を立て、個別避難計画を作成していくことを目標とし、取り組んでいます。この名簿は、自主防災組織や消防機関等の避難支援等関係者へ提供され、災害発生時の避難支援や安否確認、平常時の見守り活動などに役立てられます。

なお、「避難行動要支援者名簿」を平常時から避難支援等関係者へ提供するにあたっては、ご本人の同意が必要となります。

避難行動要支援者の対象となる方とは

自宅で生活をしている方で、災害発生時において自力で避難することが難しい次の方を対象としています。

- (1) 75歳以上の高齢者のみの世帯に属する方
- (2) 介護保険認定者のうち、要介護度3以上の方
- (3) 身体障がい者手帳1級又は2級の交付を受けている方
- (4) 療育手帳Aの交付を受けている方
- (5) 精神障がい者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている方
- (6) 難病患者
- (7) 前各号に掲げる方のほか災害時において支援が必要な方



名簿の登録方法

登録を希望される方は、「上板町避難行動要支援者登録申請書」に必要事項をご記入、押印の上、窓口に提出してください。なお、名簿に記載の支援者・緊急連絡先とする方は、次の方を想定しています。

- ① 支援者…災害発生時に近くにいるその方の支援ができる方。ご家族、ご近所の方、自主防災組織、消防団、民生委員さんを想定しています。
 - ② 緊急連絡先…その方に何かあったときの連絡先となります。ご親族を想定しています。
- ※個別避難計画を作成するために必要となりますので、支援者・緊急連絡先欄には出来る限り記載をお願いいたします。

高齢等の理由により窓口に出向くのが困難な方は、郵送、地区担当民生委員の訪問による申請も可能ですので、お手数ですが下記までご連絡ください。

すでにご登録がお済みの方につきましては再度申請をしていただく必要はありませんが、地区担当民生委員が自宅を訪問し、現在の状況確認を実施しますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

ご注意ください

登録によって、災害発生時の支援が保証されるものではなく、避難支援等関係者が法的な義務や責任を負うものではありません。

また、個別避難計画の作成にあたっては、要配慮者に対する支援者が不可欠です。親族が近くにいらない場合など、災害時は近所の方や支援者との関係構築ができていないことにより、円滑な避難が可能となります。普段から災害への備えを忘れず「自分の身は自分で守る」という意識を持つとともに、日ごろから周囲の方との良好な関係を作ることが心がけてください。

要配慮者への避難支援等を円滑に行うための支援者となることにご協力いただき、町全体で地域力強化に取り組んでいきましょう。

個別避難計画を作成してみましよう！

災害時、役場など公的な支援はすぐには届きません。右記の名簿登録者のように、避難のために支援が必要な方にも、地域の支援者と一緒に指定避難所や指定緊急避難場所へ避難していただくことになります。



実際に避難するときのことを考えてみましょう！

「どこの避難場所に行くか」「どうやって避難所まで行くか」
「どの道を通るか」「誰と一緒に行くか」「避難のとき困ることは何か」
「避難所で生活するとき絶対に必要なものは何か」など…

現在、名簿登録者に対し「個別避難計画の作成と提出」をお願いしています。地域の支援者や緊急連絡先とすご家族、民生委員・児童委員、その方の属する支部や自主防災組織、日頃からその方と関わり合いのあるケアマネージャー等福祉専門職のみなさまには、その作成のためのご協力をお願いします。

これは、“いざという時の避難のため”のものです。常日頃から頼ったり、支援者に特別な責任をかけるようなものではありません。あくまでも、災害時に“命をつなぐため”に必要なことです。



まずは自助ですが、災害時はご家族・ご近所・支部や自主防災組織など、共助・互助のために地域全体で取り組むことが大切です。地域のみなさまには、その方がご自身ですることがむずかしいことを事前に知り、避難のときのことを一緒に考える機会にさせていただきたいと思えます。また支援を受けるご本人からも、ご自身ですることが難しいことがある場合には身近な方に相談し、日頃からいい関係をつくるのが、いざという時にはとても大事です。これを機に一度考えてみましょう。出来上がったら、支部や町の避難訓練などに一緒に参加してみましょう。

避難場所を目指して避難してみましよう！



ひなんばしょ
避難場所

「避難場所」は災害発生時、危険から逃れるためにまず避難する場所であり、洪水や津波などの種類ごとに安全性などの一定の基準を満たしています。



ひなんばしょ
避難所

「避難所」は避難した住民、家に戻れなくなった住民が一定期間生活をする場所です。災害の程度等により、段階的に開設されるものです。

◎上板町の指定緊急避難場所一覧

- ・上板町役場
- ・上板町農村環境改善センター
- ・上板中学校
- ・神宅小学校
- ☆東光小学校
- ・松島小学校
- ☆高志小学校
- ・上板町文化センター
- ・上板町文化センター第1分館
- ☆藍里病院
- ☆上板町馬道会館
- ・健祥会ハート
- ☆上板町ファミリースポーツ公園

※注意※

洪水時、☆は指定緊急避難場所にはなりません。

● お問い合わせ ● 上板町役場 民生児童課 ☎088-694-6811

合併処理浄化槽の普及促進に向け、支援を強化しています。

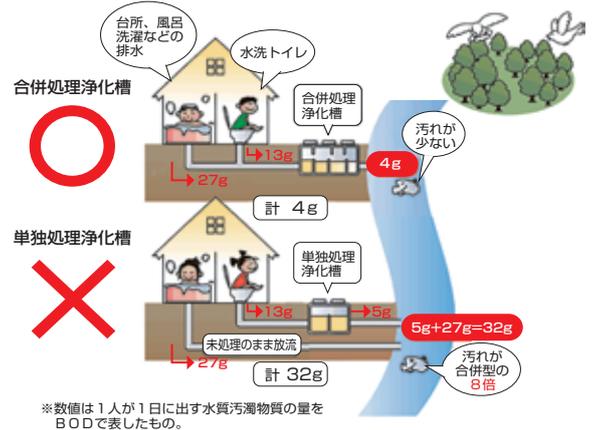
合併処理浄化槽への転換

単独処理浄化槽や汲取り槽は、トイレの排水対策として有効ですが、台所、浴室、洗面所等の排水を浄化することはできません。

合併処理浄化槽は、下水道のような大規模生活排水処理施設と比べ、短期間で設置でき処理能力も有しているため、河川や水路の水質保全をはじめ、快適な生活環境を実現するための有効手段です。

町では、農業集落排水事業区域を除き、合併処理浄化槽への転換を推進しています。

なお、浄化槽法の改正により、平成13年4月からは浄化槽設置の際には、原則合併処理浄化槽が義務づけられ、既に設置されている単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換に努めることとなっています。



合併処理浄化槽設置補助

町では、生活排水対策として、新たに合併処理浄化槽を設置した方（新設）、及び単独処理浄化槽や汲取り槽から合併処理浄化槽へ切り替えられる方（転換）に対して、補助金を交付しています。

なお、単独処理浄化槽及び汲取り槽を全撤去した場合、右記のとおり撤去費用についても補助を実施しています。

本町の「汚水処理人口普及率」の向上を図るためにも、補助制度を活用し、合併処理浄化槽への転換を進めましょう。

●合併処理浄化槽設置補助

人 槽	新設(補助限度額)	転換(補助限度額)
5人槽	169,000円	332,000円
7人槽	207,000円	414,000円
10人槽	276,000円	548,000円

●撤去費補助

区 分	補助限度額
単 独 槽 撤 去	120,000円
汲 取 り 槽 撤 去	120,000円

◎受付期間：令和5年4月1日～令和5年11月30日

なお、補助予定基数に達した場合は、受付期間の終了日前でも受付を締め切ることがあります。

また、受付期間終了時に補助予定基数に達していない場合、工事完了予定日を考慮した上で受付する場合があります。詳細については、上板町役場 環境保全課（☎088-694-6813）までお問い合わせください。

野焼きは原則禁止！！

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、一部例外を除いては原則として禁止されています。

【例外規定（抜粋）】

- 農林業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
例：農業者が行う稲わらの焼却
- 落ち葉やその他日常生活を営む上で行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
例：落ち葉、木くず、草刈り後の枯れ草等の焼却



【焼却を始める前の注意事項】

- 乾燥注意報等が出ているときや風の強いときはやめましょう。
- 水バケツ、消火器などの消火の準備をしましょう。
- 火災と間違わないように日没までに消火を終わらせましょう。
- 消火するまでは、その場を離れないようにしましょう。
- 1度に大量に燃やさないようにしましょう。



【不適切な焼却行為について】

- ①田んぼの近くに民家があるときは、風向きが民家のほうでないことを確認し、周囲に迷惑がからないように行ってください。
- ②道路に面している田んぼでは、煙が通行の妨げとならないように行ってください。
- ③直罰の対象とならない焼却であっても、周辺の生活環境に影響が生じている場合は指導・処分の対象となりますのでご注意ください。
- ④家庭ごみのプラスチックやビニール、また農業用プラスチックやビニールを焼却することは例外規定に該当しません。



【違反した場合の罰則】

- ・廃棄物処理法第16条の2の規定に違反すると「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方が科される」場合があります。



● お問い合わせ ● 上板町役場 産業課 ☎088-694-6806

ひとりで抱えこまずにまずはご相談ください

生活困窮者自立支援事業

相談無料・秘密厳守

- 仕事が長続きしない
- 働きたいけど仕事が見つからない
- 社会に出るのが怖い
- 収入が不安定で、家計のやりくりが難しい など

生活に不安を抱えひとりで悩んでいる方、まずはご相談ください。一人ひとりの状況に合わせて自立に向けた支援プランを立て、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行います。ご家族やまわりの方からのご相談も受付けております。

●お問い合わせ

くらしサポートセンター上板
☎088(694)6155
場所：上板町社会福祉協議会
(上板町西分字橋西1-11)
時間：8時30分～17時
(土日祝日・年末年始を除く)



ハローワーク鳴門からのお知らせ

ひとり親(児童扶養手当受給者)を対象として、ハローワークがお仕事の出張相談を行います。

相談は完全予約制としていきますので、事前にハローワークで予約の上(電話予約可)、児童扶養手当の現況届の提出の際に、ぜひご利用ください。

●日時

令和5年8月23日(水)
午前10時から12時まで

●場所

上板町役場 2階
中央公民館 第1会議室

●お問い合わせ

ハローワーク鳴門
☎088(685)2270

ひとり悩まず『あい』に相談してみませんか

上板町子ども・若者相談支援室『あい』は、さまざまな悩みをお持ちの子ども・若者(概ね39歳まで)とその保護者の方などがご相談いただける場所です。

どんな悩みもじっくりお聞きし、一緒に解決方法を探します。

ひとりで(家庭内で)抱え込まずに、まずはご相談ください。

『あい』のご利用案内

●場所

上板町ふれあいセンター2階
上板町役場より西へ300メートル 上板町商工会西隣

●受付時間

月曜日～金曜日
9時～17時(土日祝休み)

※平日の利用が難しい方には毎月第4土曜日 19時～21時(要予約)で相談を受け付けております。

●電話番号

☎088(637)6006

☆相談は無料です。秘密は厳守します。匿名でも大丈夫ですので、どうぞお気軽にご相談ください。

人権相談

上板町では法務大臣より委嘱を受けた人権擁護委員が、特設相談所を設け、皆様の人権についての相談を受けたり、法務局と連携しながら人権を守る活動を行っています。令和5年8月は次のとおり予定

しています。

●開催場所

上板町中央公民館
(2階) 第1会議室

●開催日時

令和5年8月17日(木)
午後1時30分～午後4時

また、徳島県立人権教育啓発推進センター及び徳島地方法務局常設相談所で、インターネットでの書き込みや新型コロナウイルス感染症に関する事など、様々な相談を受け付けております。

●人権教育啓発推進センター

徳島県男女参画・人権課分室
☎088(664)3701

徳島市東沖洲2-14

沖洲マリントーナメントビル

内 あいぽーと徳島

●徳島地方法務局常設相談所

徳島地方法務局人権擁護課
徳島市徳島町城内6番地6
徳島合同庁舎6階

相談時間 平日 午前8時30分から午後5時15分

●電話による相談

●みんなの人権110番

全国共通ダイヤル
0570(003)110

※発信地域に応じて、最寄りの相談所につながります。

●子どもの人権110番

全国共通フリーダイヤル
0120(007)110

●女性の人権ホットライン
全国共通ダイヤル
0570(070)810

※発信地域に応じて、最寄りの相談所につながります。

●お問い合わせ

上板町役場 住民人権課
☎088(694)6809

一日行政相談所開設予定日

住民の皆さんから役所の仕事に対する苦情や要望などの相談を受け、必要に応じて関係行政機関にあっせんを行います。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

●開設日

令和5年8月16日(水)

●開設時間

午後1時30分～午後3時30分

●開設場所

上板町老人福祉センター

●お問い合わせ

上板町役場 総務課
☎088(694)6801





1 各種集団健(検)診について

項目	対象者	検診内容	自己負担金	定員
乳がん検診	40歳以上の女性 (2年に1回)	マンモグラフィー撮影	1,500円	30名
骨粗鬆症検診	40歳以上の女性	前腕部(手首)のX線検査により骨密度を計測します。	500円	36名
胃がん検診	40歳以上	バリウム検査	1,000円	36名
大腸がん検診		便潜血検査2日法	500円	
肺がん検診		胸部X線撮影	無料	
特定健康診査	40歳以上 (受診券が必要)	身体測定、血液検査、尿検査、医師の診察	1,000円	

※昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性の方は、特定健診と同時に風しん抗体検査を受けることができます。(クーポン券が必要です。)

《健診日程》

実施日	受付時間 (時間予約制)	検診項目						申込み開始日
		乳	骨	胃	大腸	肺	特定	
8月26日(土)	9:00～11:00	●	●					受付中
10月20日(金)	8:30～11:00			●	●	●	●	8/17(木)～
10月27日(金)	9:00～10:00				●			

《受付場所》上板町保健相談センター（*受付場所は変更になる場合があります。）

《申込み》保健相談センター・保健師まで（☎088-694-3344）にてお申し込み下さい。

乳がん検診を希望される方へ ～ご注意ください～

日本乳癌検診学会より、乳がん検診については、新型コロナワクチン接種前に受診するか、ワクチン接種後少なくとも6～10週間後の間隔をおいてから受診することが推奨されています。

ワクチンの接種日が6月17日(土)以降の方は、今回の検診を受診していただくことができません。まだワクチン接種がお済みでない場合は、乳がん検診後（8月27日以降）にワクチン接種を受けていただくこととなりますので、ご注意ください。

なお、次回は11月30日(木)に集団乳がん検診・骨粗しょう症検診を予定しています。(10月10日(火)より受付を開始いたします。)

2 肝炎ウイルス検診・前立腺がん検診について

町内医療機関にて実施します。問診票は下記医院においてありますので、**検診を希望される方は直接医療機関にてご予約の上、受診してください。**

検診期間	8月1日(火)～12月26日(火)まで *診療時間については、直接医院にお問い合わせ下さい。	
実施医療機関	井関クリニック (☎088-637-6066)	友成医院 (☎088-694-5515)
	野田医院 (☎088-694-2009)	

※検診は血液検査にて行いますので、16:30頃までに受診してください。

項目	対象者	料金
肝炎ウイルス検診 (B型C型肝炎抗体検査)	40歳以上で 今までに肝炎ウイルス検診を受けたことがなく、 検診を希望される方	B型・C型 800円
		C型のみ 700円
		B型のみ 200円
前立腺がん検診 (前立腺特異抗原検査)	50歳以上の男性	500円



肝炎ウイルス検診を無料で受けられる対象者について

これまでに**肝炎ウイルス検診を受診されたことがない**下記の年齢に該当する方は、自己負担金が無料となりますので、受診を希望される方は健康推進課 保健相談センターまでお問い合わせください。

年齢	生年月日	年齢	生年月日
40歳	昭和58年4月1日～昭和59年3月31日	45歳	昭和53年4月1日～昭和54年3月31日
50歳	昭和48年4月1日～昭和49年3月31日	55歳	昭和43年4月1日～昭和44年3月31日
60歳	昭和38年4月1日～昭和39年3月31日	65歳	昭和33年4月1日～昭和34年3月31日

3 蚊が媒介する感染症に注意

蚊が媒介する感染症には、デング熱やジカウイルス感染症(ジカ熱)、日本脳炎などがあります。原因となるウイルスは、それらに感染した人の血を吸った蚊(日本ではヒトスジシマカ)の体内で増え、その蚊がまた他の人の血を吸うときにウイルスを移し、感染を広げていきます。

●蚊が媒介する感染症を防ぐために

- ①小さな水たまりでも蚊の幼虫(ボウフラ)の発生源となります。下水溝や雨水受け、バケツ、空き缶、古タイヤなど、身近な水たまりをなくしましょう。
- ②蚊取り線香や殺虫剤などを利用したり、網戸などをつけたりして屋内への蚊の侵入を防ぎましょう。
- ③蚊がいそうな場所では、長そで、長ズボンなど、肌の露出が少ない服装にしましょう。虫よけスプレーなど、虫よけ効果のある薬剤の使用も効果的です。
- ④妊娠中にジカウイルスに感染すると、赤ちゃんに影響が及ぶリスクがあることから、妊婦や妊娠の予定がある女性、そのパートナー等は、流行地への旅行は控えた方がいいでしょう。



【ヒトスジシマカ】

背中に1本の白い線がある3～5mmほどの蚊で、5月中旬から10月下旬頃まで活動します。雑木林・竹林・藪・墓地・公園などに見られます。

● お問い合わせ ● 上板町保健相談センター ☎088-694-3344

8月 保健行事予定表

I 健康相談・健康教育

月日	時間	場所	内容	担当
8/1	13:30~15:00	保健相談センター	個別健康相談・健康教育	保健師・管理栄養士・理学療法士
9/5	13:30~15:00	保健相談センター	個別健康相談	保健師・管理栄養士

II 集団がん検診

月日	時間	受付場所	内容	該当者
8/26	9:00~11:00	保健相談センター	乳がん検診(マンモグラフィ撮影) 金額:1,500円 骨粗しょう症検診 金額:500円	40歳以上の女性の住民の方 募集人数 乳がん検診:30名 骨粗しょう症検診:36名

III 乳幼児健康診査

1. 乳児健康診査

月日	受付時間	場所	内容	該当者
8/2	※個別通知にて案内します。	保健相談センター	問診、身体測定、診察、育児相談、栄養相談	令和4年9月10月 令和5年3月4日生

2. 3歳児健康診査

月日	受付時間	場所	内容	該当者
8/23	※個別通知にて案内します。	保健相談センター	問診、内科・歯科診察、身体測定、尿検査、屈折検査、発達・育児・歯科・栄養相談	令和元年12月1日~ 令和2年2月29日生

令和5年 8・9月分
(8/1~9/10まで)

在 宅 当 番 医

■ 担当時間 ■
平日 18:00~22:00
休日 9:00~22:00

市外局番は
(088)です。

8月	日	担当	住所	電話番号
1	火	福島	内科	672-4970
2	水	新野	医院	672-0571
3	木	近藤	内科医院	672-5630
4	金	ファミリークリニック	しんの	672-5148
5	土	中村	耳鼻咽喉科クリニック	697-3213
6	日	香川	内科	692-9770
7	月	みやざき	内科診療所	672-6618
8	火	野田(泰)	医院	694-2009
9	水	友成	医院	694-5515
10	木	健生きたじま	クリニック	698-9629
11	金	森本	医院	641-4141
12	土	きたじま	田岡病院	698-1234
13	日	きたじま	田岡病院	698-1234
14	月	きたじま	田岡病院	698-1234
15	火	きたじま	田岡病院	698-1234
16	水	井関	クリニック	637-6066
17	木	上板	整形外科クリニック	637-6600
18	金	川原	眼科	694-8388
19	土	ルナウイメンズ	クリニック	697-2322
20	日	中川	整形外科	641-2288
21	月	浦田	病院	699-2921

8月	日	担当	住所	電話番号
22	火	芳川	病院	699-5355
23	水	井上	医院	699-8070
24	木	春藤	内科胃腸科	699-3777
25	金	谷口	耳鼻咽喉科クリニック	699-2787
26	土	こまつばら	整形外科	698-5108
27	日	稲次	病院	692-5757
28	月	かまだ	眼科	678-8585
29	火	たかた	整形外科・せばねクリニック	698-8689
30	水	有住	内科クリニック	698-8655
31	木	藤本	クリニック	698-0303
9月	1	越智	内科胃腸科	698-3111
2	土	くぼ	小児科クリニック	678-7141
3	日	浜	病院	692-2317
4	月	吉野川	病院	698-6111
5	火	新居	内科	698-8808
6	水	田根	内科	698-0123
7	木	いのもと	眼科内科	698-8887
8	金	北島	こどもクリニック	697-2221
9	土	きたじま	皮フ科	678-7010
10	日	清水	内科	692-8900

担当時間以外 の深夜の救急

きたじま田岡病院 698-1234
稲次病院 692-5757
東徳島医療センター 672-1171

全日対応ですが、要確認
水曜日、土曜日は受診前に要確認
対応日は確認してください

※休日・夜間緊急病院は、変更している場合がありますので、必ず電話してから受診してください。

こども
用

とくしまの小児救急医療体制

各医療機関
所在地

※受診される場合は、事前に確認し健康保険証・医療費助成の
受給者証をお持ちのうえご利用ください。



本ページの医療体制は変更されることがあります。
最新の情報は左記QRコードからご確認ください。
<https://anshin.pref.tokushima.jp/med/docs/2012081600367/>

マイナンバーカード関連サービスの誤登録等があれば下記までお問い合わせください

マイナポイント第2弾の申込期限は2023年9月末まで！

※2023年2月末までにマイナンバーカードを申請された方が対象です。
9月末より早く申し込みが終了する決済サービスもあるためお早めにお申し込みください。

●お問い合わせ●

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

上板町役場 住民人権課 **☎088-694-6809**

マイナンバーカード交付の休日窓口を開設します！

マイナンバーカードを申請し、「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書」(ハガキ)が届いた方で希望する方に対し、マイナンバーカードの休日交付を行います。

ご希望の方は、事前に**必ずご予約**をお取りください。ホームページにも詳細について掲載しております。

●開設日時

令和5年8月13日(日) 9時15分～
8月27日(日) 9時15分～

※状況により、日時が延期または中止となりますので、あらかじめご了承ください。

●場所 上板町役場 住民人権課

●お問い合わせ●(事前予約制)

上板町役場 住民人権課 ☎088-694-6809

事前予約制



事前登録型本人通知制度のお知らせ

この制度は住民票の写しや戸籍謄抄本を第三者(本人の代理人を含む)に交付した場合に、交付されたことを郵便でお知らせする制度で、不正請求の抑止や不正取得による個人の権利の侵害を防止することを目的としています。

事前に登録された方が対象です。また、証明書の交付を停止する制度ではありません。※詳細・様式については上板町HPにおいて掲載しておりますので、そちらをご確認ください。

●お問い合わせ

上板町役場 住民人権課
☎088-694-6809

上板町消費生活相談窓口からのお知らせ

●催眠商法にご用心!!

巧みな話術や異様な雰囲気、一種の催眠状態にして、購買意欲をあり、高額商品の購入契約等をさせる「催眠(SF)商法」と思われる相談が多数寄せられています。

広告やチラシなどで食料品や日用品などが激安や無料で手に入ると宣伝し、客を集めます。ある程度の人数が集まったら、会場を閉鎖し業者による面白おかしい話が始まります。至って爽やかな雰囲気が集まった人達の心をたちどころに掴んでしまいます。

そうして、場が和んだ頃に羽毛布団・磁気マットレス・健康食品など、どんどん高価な物を販売するのです。

★**被害に遭わないために・・・**
★無料やただ同然の商品目当てに安易に会場に近づかないようにしましょう。

★大切な老後資金を切り崩してまで本当に必要な物かよく考えましょう。
★身内や近所の方がトラブルに遭っていないか目を配りましょう。

もし購入してもクーリング・オフできる場合があります。不安を感じたら、下記までご相談ください。

●上板町消費生活相談窓口

☎088-694-6816
秘密厳守・相談無料
受付 平日9時～12時 13時～16時30分(土・日・祝・年末年始を除く)

あなた自身が作成された遺言書を法務局が保管します

(自筆証書遺言書 保管制度)

法務局に遺言書を預けていただくことにより、大切な遺言書の紛失や改ざんを防止することができます。

保管申請手数料は、3,900円です。家庭裁判所での検認が不要となります。手続には予約が必要です。

遺言書保管申請の方法については、徳島地方法務局ホームページを御確認いただくか、徳島地方法務局供託課までお問い合わせください。



徳島地方法務局 自筆証書遺言

●お問い合わせ

徳島地方法務局供託課
☎088-622-4867

今月の納付期限 についてお知らせ せします

納期は次のとおりになっています。
納付期限内の納付にご協力をお願いいたします。

町・県民税	国民健康 保険税	介護保険料	後期高齢者 医療保険料
8月31日 (2期)	8月31日 (2期)	8月31日 (3期)	8月31日 (1期)
上板町役場 税務課 ☎088-694-6807		上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810	

※口座振替の方は、8月31日に引き落としいたしますので、残高のご確認をお願いいたします。

※転出・婚姻等、世帯状況に異動があった場合でも、自動的に解約とはなりませんのでご注意ください。

●口座振替

□座振替の手続き
納付書と通帳と通帳届出印を持参し、上板町内取扱金融機関窓口でお申し込み下さい。

●取扱金融機関

阿波銀行、徳島大正銀行、板野郡農協、ゆうちょ銀行

ジェネリック医薬品による自己負担額軽減のお知らせを発送します

ジェネリック医薬品とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に、同じ有効成分を使って作られ、新薬と同等の効果、効能を厚生労働省から承認されている医薬品です。

徳島県後期高齢者医療広域連合では、現在処方されている新薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額がどれくらい軽減できるのか、その一例をお知らせする通知を令和5年9月下旬に送付します。

通知の対象者は、本年5月に医療機関で処方された新薬を、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額が大きく軽減される方です。

なお、全てのお薬にジェネリック医薬品があるとは限りませんので、利用を希望される場合は、医師や薬剤師にご相談ください。

●お問い合わせ

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課
☎088-677-1366

お知らせ

後期高齢者医療制度 歯科健康診査の お知らせ

後期高齢者医療制度に加入されている節目の年齢の方を対象に、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックし、口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯科健康診査を実施しています。

今年度の対象者は、ぜひ歯科健診を受診しましょう。

●対象者

令和4年中に節目の年齢になられた方（昭和22年、昭和20年、昭和17年、昭和12年、昭和7年生まれの方）ただし、長期入院患者や施設入所者は対象外です。

※対象者には8月下旬に歯科健診受診券のハガキを送付します。長期入院患者・施設入所者の方にハガキが届くこともありませんが、対象外ですので健診はご遠慮ください。

●受診場所

後期高齢者の歯科健診の実施協力歯科医院
受診可能な歯科医院の一覧表を市町村窓口・広域連合窓口で配布予定です。

また、広域連合及び県歯科医師会のホームページに掲載予定です。

●受診方法

事前に電話等にて健診実施歯科医院にご予約の上、受診してください。

健診項目
問診、口腔内診査、口腔機能評価（口の渇き、かむ力、飲み込む力など）等

●受診費用

無料

●受診期限

令和5年11月30日（受診券が届いてから使っていたいただけます）

●持っていくもの

後期高齢者医療被保険者証、歯科健診受診券のハガキ

●後期高齢者医療制度の歯科健康診査に関するお問い合わせ先

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局 事業課
徳島市川内町平石若松78番地1
☎088-677-1366

後期高齢者医療制度 在宅要介護者訪 問歯科健康診査 のお知らせ

後期高齢者医療に加入されている在宅の要介護者を対象に、在宅で歯科健診や歯科保健指導を行うことで、口腔機能の維持回復を促し、高齢者の低栄養や誤嚥性肺炎の予防をすることを目的に、訪問歯科健康診査を行います。

●対象者

自力で歯科医院に通院することが困難な在宅の要介護者で、次の要件を全て満たす徳島県後期高齢者医療被保険者。

①要介護3・4・5の認定を受けている方

②介護保険の居宅療養管理指導（歯科医師・歯科衛生士によるもの）及び口腔機能向上加算を受けていない方

③医療保険の訪問歯科診療・訪問歯科衛生指導を受けていない方

④令和5年度歯科健康診査を受けていない方

●実施期間

令和5年9月1日～

令和5年12月末

●健診費用

無料

※ただし、その後の歯科治療については有料

●申込先

徳島県後期高齢者医療広域連合 事業課

※申請前に、必ず担当ケアマネジャーに相談してください。

訪問歯科健診の詳細や申請書等必要書類については、広域連合ホームページをご覧ください。

●後期高齢者医療制度の訪問 歯科健康診査に関するお申 込み・お問い合わせ先

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局 事業課
徳島市川内町平石若松78番地1
☎088-677-1366

ご注意ください！

上板町リサイクルセンター舗装工事に伴う利用中止のご案内(お知らせ)

舗装工事期間：令和5年8月29日(火)～9月7日(木)

(台風等により変更となる場合は、防災無線により周知させていただきます。)

上板町役場 環境保全課 ☎088-694-6813

上板町国民健康保険加入の皆様へ

限度額適用認定証更新のお知らせ

現在発行されている国民健康保険「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は令和5年7月31日となっております。

令和5年8月から引き続き認定証をご利用の方は、役場健康推進課まで更新手続きにお越しください。

●お持ちいただく物

国民健康保険被保険者証

※所得申告がお済みでない方(公的年金支払報告書、給与支払報告書の提出がある方は除く)は、役場税務課まで所得の申告をしてください。

※国民健康保険税の納付状況によっては認定証を発行できない場合もございますのでご了承ください。

高齢受給者証の受取りはお済みですか

令和5年8月1日からの国民健康保険高齢受給者証(もも色)を7月下旬に発送しました。

まだお手元に届いていない方は、役場健康推進課までお問い合わせください。

●対象

上板町国民健康保険に加入している70歳から74歳までの方

●有効期限

令和6年7月31日まで(75歳になる方の有効期限は、75歳の誕生日の前日まで)

●お問い合わせ先

上板町役場 健康推進課
☎088-694-6810



ダイヤモンド婚を迎えるご夫婦をお祝いします

9月17日(日)に農村環境改善センター多目的ホールで実施する令和5年度敬老会において、結婚60年(ダイヤモンド婚)を迎えたご夫妻のお祝いをする予定です。

つぎの基準に該当される方は、健康推進課までお申込みください。

なお、お申込みいただいたご夫婦には、後日招待通知を送付します。

●該当基準

昭和38年1月1日～昭和38年12月31日の間に結婚された上板町在住のご夫婦

●申込締切日

令和5年8月31日(木)

●お問い合わせ先

上板町役場 健康推進課
☎088-694-6810

民地から道路へ突き出した立木などの管理をしましょう

台風等で立木が道路上へ倒れたり、道路にはみ出した枝

で通行車両が損傷したりする事故が発生しています。

こうした事故では、一般的には立木所有者の管理責任が問われ、損害賠償等の責任を負うことがありますので、事故を未然に防ぐためにも倒れそうな立木や道路へはみ出した枝は早めに伐採を行いましょう。

●お問い合わせ

上板町役場 建設課
☎088-694-6812

宮川内谷川の状況を確認できます

動画投稿サイトYouTubeで松島橋より上流方向を映した映像をリアルタイムで見ることが出来ます。自然災害時の避難判断等にお役立てください。

・アクセス方法

YouTubeサイト内に「宮川内谷川徳島県河川整備課」で検索、もしくは県Webサイト「徳島県水防情報」内の「カメラ映像」からアクセスできます。

●お問い合わせ

上板町役場 建設課
☎088-694-6812

8月の こども食堂開催 のお知らせ

8月20日(日) 10時～14時
に上板なかよしこども食堂を
開催します。

今回の開催場所は、技の館
です。(住所：上板町泉谷字
原東32-4)

こども食堂は、地域のこども
もから高齢者まで、だれもが
仲良く楽しく集い、安心して
暮らせる町づくりを目的とし
て活動しています。

食事の他に色々な
遊びやゲームも用意
しています。

こどもから大人ま
でどなたでも参加で
きます。どうぞお越
しください。

参加をご希望の方は、左の
技の館まで電話で事前申込を
お願い致します。

●**子ども食堂申込電話(技の館)**
☎0888-6371-6555



上板町立 歴史民俗資料館 夏休み企画

「藍のたたき染め ワークショップ」 を開催します！

●**期間**

～令和5年8月31日(木)
(月曜・祝日の翌日 休館)

藍のたたき染め オリジナルコースター を作ろう！

緑色の葉っぱを叩いて石
けんで洗うと、どんな色に
なるかな？

歴史民俗資料館にある藍
の葉っぱを収穫して、木づ
ちで叩いてみよう！たたき
染め用の布を持参してい
たいてもかまいません。汚
れてもいい服装でお越し
ください。

無料	300円
こども	大人

●**料金**

1000円

●**時間**

予約制(電話申込)

●**お問い合わせ**

上板町立歴史民俗資料館
☎0888-694-5688

夏の風物詩

浴衣をきて お出かけしませ んか？

浴衣をご持参下されば、着
付けいたします。

外国人の方は、浴衣を無料
レンタルします。

六番礼所のお祭りの日です
ので、そのままお出かけして
もいいですね。

●**日時**

令和5年8月20日(日)
14時～

●**定員**

15名(先着となりますので、
お早めに電話でお申し込み
下さい)

●**参加費**

無料

●**場所・お問い合わせ**

馬道会館
☎0888-694-4868
上板町西分字原洲18番地2

夏休み

リサイクル 廃油で石けんを作 ろう！と紙芝居！

廃油を使って固形の石けん
を作ります。

楽しい夏休みに、リサイク
ルについて取り組んでみま
しょう。

●**日時**

令和5年8月8日(火)
13時30分～

●**定員**

15名(先着となりますので、
お早めに電話でお申し込み
下さい)

●**参加費**

無料

●**対象**

児童生徒(保護者同伴可)
●**場所・お問い合わせ**
馬道会館
☎0888-694-4868
上板町西分字原洲18番地2

こけ玉の寄せ植 えしてみませ んか？

こけ玉は、和の美として楽
しむことも出来ますし、洋の
植物を植えて海外では「KO
KEDAMA」と呼ばれ大人
気です。

作り方も、育て方も簡単な
こけ玉を作ってみませんか。

●**日時**

令和5年8月23日(水)
13時30分～

●**材料代**

2,000円

●**場所・お問い合わせ**

馬道会館
☎0888-694-4868
上板町西分字原洲18番地
8月18日 金曜日
午後5時まで



上板かきじい交流フェスタ2023を開催します!!

上板町とゆかりのある全国の市町村の特産品を
展示即売します！
また、各地の伝統文化に触れることができる交流
フェスタを開催します！

令和5年 **8月12日** **土** 10:00～

特産品・町内事業所の商品展示

※12日は特産品即売会はございません

令和5年 **8月13日** **日** 10:00～

特産品展示・即売会、文化交流

※進行・天候状況により時間や場所が変更となる場合
がございます

展示・特産品即売会



リンゴ乙女
(長野県)



市田柿ミルフィーユ
(長野県)



萩
夏みかん菓子
(山口県)

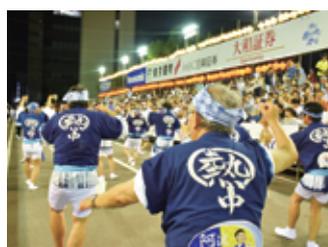


ぶどう (山形県)

全国各地の特産品を取り揃え販売いたします!

文化交流・お菓子投げ

阿波踊りや各地の伝統文化を体験！
お菓子投げもあります！



12日は全国各地のパネル・
写真展示をおこなうぞ

※12日は特産品即売会はございません

詳しくは
こちらから→



ジャパンプルー上板HP



face book



Instagram

● お問い合わせ ●

上板町役場 企画防災課 ☎088-694-6824

**8月13日
開催!!**



【水祭り】 11:30～15:00

水鉄砲、水風船投げで、思いっきり楽しもう！（無料）

※濡れてもいい服装でお越しください。

着替えスペースはありませんので、屋外で着替えをお願いします。

水鉄砲は、こちらでも用意していますが、持込みも大歓迎！自慢の水鉄砲を持ってきてね。



【夏祭り】 16:00～20:00

- ・かき氷、から揚げ、ポップコーン、アメリカンドッグなどの軽食あり。
- ・射的、スーパーボールすくい、ヨーヨーすくいなどの子ども緑日も開催！
- ・カラオケ大会開催！（16:00～18:00）

※参加無料です。参加をご希望の方は、当日受付にてお申し込みください（申込受付は、16:00～17:30までです）

- ・手持ち花火をしよう！夏の夜は、花火をしませんか？（19:00～ 100円/人）
- ・小さな打ち上げ花火！（19:30～）

技の館の屋上から小さな打ち上げ花火をあげます。夏の夜空に打ちあがる小さな花火を見に来てね。

● お問い合わせ ● 上板町 技の館／(一社)ジャパンプルー上板 ☎088-637-6555/FAX 088-637-6554

議会だより 上板町議会

令和5年4月～6月

「議会のうごき」

- ① 4月3日
 - ・リサイクルセンター内覧会
 - ・上板町議会広報編集特別委員会協議会開催
- ② 4月11日
 - ・町内4小学校入学式出席
- ③ 4月18日
 - ・議会改革特別委員会開催
 - ・今後の活動方針について協議
- ④ 5月10日
 - ・議会改革特別委員会協議会開催
 - ・具体的な取り組みについて協議
- ⑤ 5月16日
 - ・議会運営委員会開催
 - ・議会運営方法等協議
- ⑥ 5月26日
 - ・議会議員全員協議会開催
 - ・議会運営方法等協議
- ⑦ 6月6日
 - ・議会運営委員会開催
 - ・定例会開催日程等協議
- ⑧ 6月8日
 - ・議会議員全員協議会開催
- ⑨ 6月13日
 - ・令和5年度第2回定例会開催
 - ・令和5年度第2回定例会開催
 - ・令和5年度第2回定例会開催
- ⑩ 6月13日
 - ・町長挨拶及び提出議案提案理由の説明
 - ・一般質問
- ⑪ 6月14日
 - ・一般質問
- ⑫ 6月15日
 - ・一般質問

- ⑩ 6月26日
 - ・議案審議・議決閉会
- ⑪ 6月29日
 - ・戦没者追悼式出席



議会開会日は全員で藍染シャツを着用しました。

「一般質問」



安田孝子 副議長

質問1

フードドライブ活動と併せ、食品ロス削減の意識向上について

①「もったいない」から「ありがとう」

へのフードドライブ活動の取り組みは、本町が県下で2番目に上板町工シカル宣言（令和元年4月）をいたしました。この中においてフードドライブ活動が実施されこの事業の活動と今後の推進について

答 弁 長濱産業課長

SDGsの目標17項目中の12番目「つくる責任」、「つかう責任」に基づき令和2年1月より町内の小中学校、社会福祉協議会等に協力を依頼して、フードドライブ活動に取り組み、これまで7回実施しました。今後においてもフードドライブ活動を通してSDGsの目標を一層推進して参ります。

②「もったいない」から、食品廃棄物削減（食品ロスゼロ）の意識向上への取り組みが必要となっております。このことから今後の推進について

答 弁 長濱産業課長

フードドライブ活動を通して、食品廃棄物削減、ひいては、食品ロスゼロにとつながりますので、今後ともフードドライブ活動と、食品ロス削減に広報誌などを通して町民の意識向上に努めて参ります。

質問2

町民の健康増進と健康寿命の延伸の現状と対策について

①本県は、腎不全死亡率が全国ワースト2位（令和2、3年度）となっておりますが、今後、慢性腎臓病についてどの様に取り組まれますか

答 弁 廣野健康推進課長

本県は、慢性腎臓病対策を総合的に推進していくため「徳島県慢性腎臓病医療連携協議会」を設置し、早期発見・診断・良質で適切な治療を実施し、慢性腎臓病（CKD）診療構築事業を実施しています。本町では、平成20年度から特定健診、保健相談がスタートし、腎臓の機能検査を健診項目として実施

し、発症予防を行っています。しかし、特定健康診査の受診率が伸び悩んでいますので、健康診査を受診していただき早期発見に努めて参ります。

答 弁 廣野健康推進課長

健康増進計画「第2期健康かみいた21」を平成25年3月に平成34年までの10年間の計画を策定し推進してきました。第3期については、第2期の最終評価や、国や県の第三次健康増進計画並びに、大塚製薬株式会社と健康増進に関する包括連携協定を締結しましたので、本町の現状を十分加味し、令和6年度に策定し町民の健康増進、健康寿命の延伸に努めて参ります。

質問3

宮川内谷川の河川対策、防災対策について

①今年の気候変動は予測しがたく各地域で、線状降水帯による大きな被害が発生している中、宮川内谷川の堤防法面、堤防内、堤外の雑木処理の現状について

答 弁 佐藤建設課長

町で確認したところ、松島橋上流左岸側から七條までの間の竹林が生い茂っている箇所、また、七條橋下流から井利橋までの間、雑木等の点在箇所については、現状写真等を取りまとめ、県に対策を要望しており順次対応をしていただいています。

答 弁 佐藤建設課長

②上板橋南詰めの東側への災害時資機材保管庫（備蓄品含む）の設置について（令和3年3月定例会質問）

答 弁 佐藤建設課長

河川沿いには、複数の水防倉庫があります。その倉庫の中には、木杭や土嚢袋・草刈り機等災害時や維持管理に必要な資材を保管しています。老朽化

しているが十分に使用できません。この様な倉庫を統廃合し整備を行う際には、候補地の一つとして進めていきたい。

再問 老朽化した現在の水防倉庫は地震のとき震度いくらまで、また、台風時の風速は、何メートルまで耐えられますか

答 佐藤建設課長

現状の倉庫については分かりませんが、今後整備を行う際に、検討したい。



柏木美治代 議員

質問1

学校給食費について

①給食は教育のひとつとして重要な役割を果たして、本来無償にすべき

答 坂東教育委員会事務局長

本町が単独で給食費の無償化を実施する場合、4、200万円の財源が必要で、国が少子化対策で給食費の無償化を検討しているため、動向を注視したい。

質問2

子どもの医療費無料化について

①自己負担600円を18歳まで無料にしてほしい

答 高原民生児童課長

現在は15歳未満の自己負担を無料としている。18歳までにするには予算も必要なので検討課題としたい。

②18歳まで無料にした場合の予算はいくらかかるか

答 高原民生児童課長

18歳まで無料にした場合、157万円ほどかかる見込み。

③町長には国や県に対して医療費無料化の財政支援を要望してほしい

答 松田町長

子どもの医療費助成制度は、社会保障制度の一環として国の統一的な基準が必要であるため制度の創設を要望していきたい。

質問3

学校施設環境改善交付金について

①学校施設のバリアフリー化のため、スロープの設置は

答 坂東教育委員会事務局長

四つの小学校の校舎と体育館の入口にスロープを設置している。四つの幼稚園はスロープがなく、段差解消ができていない。

②車いす対応のトイレの設置を

答 坂東教育委員会事務局長

各小学校には多目的トイレを設置している。中学校は、校舎と体育館に1ヶ所づつ設置している。

③学校トイレの洋式化率は

答 坂東教育委員会事務局長

町内の幼・小・中学校全体では51.03%の洋式化率となっている。

④体育館にエアコン設置を

国の有利な「緊急防災・減災事業債」を使ってエアコン設置を強く要望

答 坂東教育委員会事務局長

学校施設環境改善交付金と防災関係の補助と比較し、有利な方を活用すべきと考え、今後の検討課題としたい。

⑤体育館トイレの洋式化

指定避難所となる学校体育館の洋式化はどのようになっているか

答 坂東教育委員会事務局長

町内小・中学校の体育館の洋式化率は66.6%。

質問4

带状疱疹について

①50歳以上の人への带状疱疹ワクチン接種の助成を

答 廣野健康推進課長

現段階ではワクチンの助成予定はないが、県内自治体の動向を注視したい。



吉岡 薫 議員

質問1

河川の防災・減災対策について(省略)

質問2

防災重点ため池の廃止事業について

①町内10ヶ所ある防災重点ため池の多くは水利組合や集落等の受益者を主体とした組織によって管理されているが、農家戸数の減少や土地利用の変化から管理及び監視体制の弱体化が懸念されている。今後の廃止計画について町はどのように考えているのか

答 長濱産業課長

農業用水として利用されなくなったため池は、管理者等の合意形成を基本に、廃止の条件が整ったため池から順次廃止対策を行うことが推進されている。本町も所有者や水利組合の廃止の意向をふまえて、廃止を検討したいと考えている。

②ため池を廃止できない場合の対応と対策は考えているのか

答 長濱産業課長

所有者や水利組合から廃止の同意が得られない場合、廃止は見送る結果となるが、ため池の決壊等災害を未然に防止する観点から利用されないため池の廃止の推進は継続していきたい。

再問 この廃止事業は令和4年度から令和12年度まで活用できると聞いている。十分精査して積極的に活用していただきたい

③事業費の積算根拠は

答 長濱産業課長

今年度実施予定のため池廃止事業測量設計委託費については、対象ため池の位置や形状・構造、ため池排水の放流方法や放流経路の調査を行った上で、農林水産省が示す土地改良事業単価により、事業費の積算を行っている。



村上浩一 議員

質問1

学童保育クラブの適正な運営について

①学童保育クラブは放課後児童の健全育成事業として町内の小学校区ごと4カ所で開催されており、この学童保育クラブの運営については、それぞれの運営委員会へ委託して実施されていると思いますが、各学童保育クラブから運営上の課題や相談などについてどのように対応しているのか

答 高原民生児童課長

学童保育クラブについては、町が各運営委員会へ学童保育事業を委託し実施していただいています。

各学童クラブからの運営上の相談や問い合わせについては、運営基準等に基づき、適宜、適切に運営が出来るよう対応させていただいています。

再問 適切な運営ができるように対応をしているとの答弁でしたが、各学童で、児童数や支援員数、利用料や活動内容など細かい部分は違うと思

いますが、町としてどのように対応されているか

答 高原民生児童課長

上板町としまして、各運営委員会へ

は放課後児童健全育成事業の趣旨をご理解していただき、方向性に大きな差異がないように対応しています。また日頃から県などからの情報もすみやかに各学童保育クラブへ周知しています。各学童連合委員の集まる連絡会も行われていますので、今後もご協力をいただき児童の健全育成のために取り組んで参りたいと思います。



鈴木幸三議員

質問1

不法投棄について

①春先から下六條と上六條に不法投棄があり改善はされましたが、町内全体での不法投棄の現状は

答 井 蔭山環境保全課長

昔にくらべかなり少なくなりましたが、山間部や河川で不法投棄が行われています。各支部のごみステーションにも回収出来ない物が違法に捨てられているのが現状です。

②不法投棄がされた後の対策は

答 井 蔭山環境保全課長

警察に通報し、投棄物を調査、周辺住民への聞き込みを行い投棄者が確定した場合は、警察が対応を行う。

③今後どのような対策を考えているか

答 井 蔭山環境保全課長

広報や防災無線で啓発などを行い不法投棄防止看板や警察へのパトロール強化など行う。また、悪質な場合は監視カメラの設置も考えております。

質問2

リサイクルセンターについて

①4月からの稼働状況について

答 井 蔭山環境保全課長

4月は混雑しましたが、5月は混雑が少なかった。これからは、安全確保のため各支部長に日時の変更をして頂くなど、周知の徹底をしていきます。②高齢者や一人暮らしの住民さんから大型ごみを二階から運び出すのが難しいとお聞きしましたが、どのように考えているのか

答 井 蔭山環境保全課長

今までは、家財等への損傷の危険性があった為出来なかつたが、今後は対応出来る業者を登録制にして紹介する体制を整えたい。

③リサイクルセンターの今後の目的や取り組みについて

答 井 蔭山環境保全課長

生活環境を整える事を目的としたリサイクルセンターにしていき、大型ごみの回収日が増えた事で不法投棄の減少になり、今後は脱炭素に向けてリサイクルセンターを拠点として積極的に取り組みたい。

質問3

水道事業における給水工事の対応について

①水道本管からメーター設置までの給水工事は幾ら掛かるか

答 井 山口水道課長

給水工事においては、配管状況による延長、希望する口径により材料が様々なので、設計しなれば解らない。

②給水工事費の補助はあるのか

答 井 山口水道課長

水道事業は、使用者から頂く水道使用料金により、安全で良質な水を安定供給するため運営されている。新旧の水道使用者負担の公平性、受給者負担の原則から給水費の補助はない。

③水道課として今後の取り組みや課題について

答 井 山口水道課長

人口減少対策として転入者において空き家の給水施設の再利用を提案したい。国や県の新たな補助事業ができれば検討したい。

質問4

町民懇談会について

①町議会では町民懇談会を開催し、町民から貴重なご意見を頂きました。出来れば理事者側も開催して頂きたいが

答 井 廣澤総務課長

過去2回開催をしましたが、ここ数年コロナの影響で中止をさせて頂きました。令和4年から代替手段として町内6カ所にご意見箱を設置させて頂いております。

答 井 松田町長

今後の方向性としては、公約通りに行いたいと考えていますが、懇談会形式でなくご意見箱形式で行うのか、その他の方法が良いのか検証し、町民の皆様の声を町政に反映出来るよう検討する。



坂東泰幸議員

質問1

魅力ある街づくりについて

①隣町である板野町・石井町では住みたい街ランキングで常に上位にランクされているが、本町ではその結果を検証をしたことはあるのか

答 井 廣澤総務課長

民間会社の調査結果ではあるが、調査項目については、生活の利便性・交通の利便性・行政サービス・静かさ・治安・防災・親しみやすさ・物価家賃・自然観光となっている。調査内容につ

いては把握しているが、結果についての検証は出来ないのが現状であり、今後調査会社等により詳細データも参考にしていきたいと考えている。町としては、今後においても、小さくてもキラリと光る町づくりを目指して子育て環境の充実による若者への定住促進のため各種施策を実施し、真の魅力ある町「夢ある上板」の実現へ向け努力していく。

質問2

マイナンバーカードについて

①マイナンバーカードの不具合やトラブルが相次いで報告されているが、本町ではどのようなか

答 井 乾住民人権課長

本町において、令和5年6月8日現在ではそのような報告は特にない。上板町のマイナンバーカード交付率は、5月末現在で69パーセント、交付枚数8,016枚で、その内役場窓口でマイナンバー付与支援を行った件数は2,859件である。窓口で行った場合は、口座名義の確認等慎重に行っているため、今問題となっている公金受取口座に本人以外の名義が登録された等の不具合が生じることはないと思われる。しかし、パソコン・スマホ等で自分でマイナンバーポイント申し込みを行った5,157件については、公金受取口座ではカタカナのみが名義登録しているため、名義の照会が自動的にできないというシステム上の未整備があったまま運用を開始したため、少数ではあるが何らかの不具合が生じる可能性があるという切れない。

質問3

町有地について

①現在、使用していない町有地(空地)は何か所あり何mあるのか

答 井 廣澤総務課長

現在、使用していない町有地(空地)は、旧南保育所跡地が1カ所あり面積は3,100㎡ある。

② 今後、財産の売り払いや有効活用等の考えはあるのか

答 弁 廣澤総務課長

旧南保育所跡地は、進入路の道が狭い状態であり既存の道を拡幅することは難しいことから今後有効活用するためには進入路の確保が必要になってくる。町有地については、有効活用できるように周辺調査も含め検討していく。

質問 4

町長の政治姿勢について

① 20年ぶりに徳島県知事が交代し、町長は、前知事を支援していたが今後のスタンスをどのように考えているのか

答 弁 松田町長

後藤田知事は、5月18日の就任に先立ち「これからはノーサイド」として県内市町村を回り、11日には本町にも挨拶に来庁された。私も同じ思いで、知事が代わったからといって県に対する接し方が変わることはない。ただ、個々の政策や政治的な考え方に違いがあるかもしれないが、歩調を合わせていくようなことを実現していきたい。また、国政で築いた人脈を活かして、地方創生を着実に進め、本町に活気を生み出すために対話を積み重ね、ご指導をいただきたいと思います。



岩野角雄 議員

質問 1

自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進について

① DXの目的と必要性は

答 弁 廣澤総務課長

住民一人ひとりのニーズにあった行政サービスを提供し誰一人取り残さない人に優しいデジタル化を進める。住民の利便性の向上が図られ、少子高齢化が進んで職員数が減少した場合業務をデジタル化し、自動化や効率化を進めることでペーパーレス化、職員の職務負担の軽減にもなるため、DXは必要である。

② DX取り組みの主な重点事項は

答 弁 廣澤総務課長

デジタル技術を活用し自治体の情報システムを標準化・共通化し、マイナンバーカードの普及促進とセキュリティ対策の徹底を図り、行政手続きのオンライン化を進める。

③ 令和5年度のコンピューター関連の予算額はいくらか

答 弁 廣澤総務課長

PC関連は1億8220万円ある。

④ DXの進捗状況は

答 弁 廣澤総務課長

子育て・介護関係等で26、罹災証明書発行の1の計27手続きが、本年4月からマイナンバーからマイナンバーカードを用いたオンライン手続きが可能となっている。自動車保有関係は、警察庁・総務省・国交省が提供する自動車保有関係手続のワンストップサービスにより対応される。

マイナンバーカードは、令和5年5月末現在で交付申請件数8,959件普及率78.6%となっている。

⑤ 役場窓口でマイナンバーカードが使用できる行政手続きシステムを導入しているのか

答 弁 廣澤総務課長

マイナンバーカードを通じて手続きを行うことは可能だが、窓口でマイナンバーカードが使用できるシステムは、

まだ導入していない。町でもマイナンバーカードを利用した手続きの簡素化が図れるよう計画中である。

⑥ 今後のDXの推進年次計画と財源の確保、町独自の施策はあるか

答 弁 廣澤総務課長

システムの標準化・共通化であるガバメントクラウドへの移行は、令和7年度までに完了する必要がある。町で保持している各種情報と標準仕様書への対照作業に取り組んでいる。

財源は、地方公共団体情報システム機構の情報システムの標準化・共通化の補助金を活用し確保する。

粗大ごみ収集の申込み、職員採用試験の申込み、衆議院・参議院選挙の不在者投票用紙等の請求の3項目についてオンライン化を実現している。

再問 DXは、地方公務員の減少・削減に対処するためのものでもある。町も今後、職員数も減らしていかねばならないのではないか。また、DXの導入・維持には、相当な一般財源が継続して必要となるが、財源は確保できるのか

答 弁 廣澤総務課長

行財政改革を推進し、財源の確保に努める。

再々問 職員アンケートでDXの重要性について、理解できていない、分からないと回答した職員が大勢だが、行財政改革を徹底し、財源の確保と計画性を持って取り組み、業務の合理化、簡素化、スマート化を図っていたらどうか

近年の実態は高齢化や後継者不足による農家の減少に伴い、空き農地の流動化が進み農地の有効活用や効率的な農地集積が急務とされています。上板町として町単独事業の耕作放棄地再生事業や集積促進事業及びスマート農業の推進及び国の補助事業として新規就農者に対する機械や施設導入補助や資金交付の推進等農家の農地集積に対し支援を行なっております。今後についても適切な農地集積や農業の活性化に努めてまいりたいと考えております。

質問 1

宮川内谷川水系の管理について

① 松島橋から日吉橋までに自生する竹や樹木の撤去と、堤防からの漏水について、どの程度把握しました今後の対策についてどう考えているのか

答 弁 佐藤建設課長

松島橋下流においては、宮川内谷川の水位上昇時に漏水が確認されています。この事から、現地を確認し位置図や現況写真を添付し県へ報告及び対策要望を行なっております。現在、県において要望した内容について、調査設計に着手していただいていると聞いております。上板町としても、今後県と連携を密に進めてまいりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

質問 2

地方創生と農業の担い手解消策について

① 農業の後継者不足や高齢化、機械の経年劣化等により、農業離れが加速してきますが、町として今後どの様に対策するのか、又中間管理機構は機能しているのか

答 弁 長濱産業課長

近年の実態は高齢化や後継者不足による農家の減少に伴い、空き農地の流動化が進み農地の有効活用や効率的な農地集積が急務とされています。上板町として町単独事業の耕作放棄地再生事業や集積促進事業及びスマート農業の推進及び国の補助事業として新規就農者に対する機械や施設導入補助や資金交付の推進等農家の農地集積に対し支援を行なっております。今後についても適切な農地集積や農業の活性化に努めてまいりたいと考えております。

が下がれば農業者増が期待され、今後空き家やそれに付帯する農地取得が可能となり今こそ地方創生につなげるチャンスだと思いがいかがですか

台風、洪水、地震を含む災害全般の内容で進めております。今年は地震版の災害図上訓練の開催を予定しております。皆様もぜひご参加いただきたいと思います。



乾 崇議員

六条暗渠は80年前完成したもので排水能力は低下しており、農地防災の重要な事業であると認識している。

工事着手して28年が経過。総延長1040mの内685mしか完了していない。完成すれば通水能力は毎秒16tから32tに倍増する。線状降水帯等の豪雨災害が多発しており、早期完成強く要望する

流域住民の生命、財産を守るように、早期完成に向けて県に要望する。

6月2日梅雨前線の発達から大雨となり、古毛川の元原樋門（水門3門のうち2門閉鎖）の水門開放を理事長に要請したら「水門開放の取決めは分からない。開放して下流で被害が発生しても板名用水は責任を持ってない」との返答。また、上板町が管理者と言われている1門は壊れたままであり、連携体制はどのようになっているか

水門開閉の連携は不十分であった。過去の水門の開閉についての取り決めの経緯等を板名用水と共に確認し、連携を密にする。

水門ゲートを状況に応じて開放することを前向きに考えるつもりはあるか

1ゲートの開放だけでは、元原樋門上流の状況は何も解消されない。今後は、板名用水、流域代表者等を交えて下流域の状況等を十分話し合い、慎重に対策を講じる。

冠水被害対策は、板名用水と町が共に取り組むべき重要な課題。板名用水とは今後協議が必要。県知事への要望は、今後の方針も確認しながら対応する。

制度を導入して何年、延べ受入人数は

平成24年スタート、延べ17人受入。現在4人が起業もしくは就労（町内在住3名）。定住促進のため、起業・就労の支援に取り組む。

町内4幼稚園、小学校駐車場の状況確認、整備を要望する



青山紘一議員

今回の改正が最も大きく影響するケースとしては、農家としての就農というイメージではなく家庭菜園用に小面積の農地を取得される方ではないかと考えます。定住地として上板町を選択した方には、農地つき空き家の取得を希望している方もいると思いますので、空き家バンクや移住定住施策を担当する企画防災課とも連携し要件緩和を有効に生かしていきたいと考えております。農業委員会とも連携し農地が適切に利用される様、対応してまいります。

質問3

自主防災組織の町内数と防災グッズの消費期限が近づいている商品は今後の様に購入すれば良いのか

吉田企画防災課長

自主防災組織は148支部中102支部で結成されています。備蓄物資の買い替えに対する補助事業は現在行っています。自主防災組織で訓練や研修を実施していただき、参加世帯数に応じ交付される活動助成金を活用していただきたいと思います。

防災訓練の早期実施と啓発
台風、洪水、地震に分類し説明を求め

吉田企画防災課長

防災訓練は11月19日を予定しており、訓練は自助、共助の観点から上板町自主防災組織連絡協議会が実施主体となります。

次に「見て学んで体験する防災フェスタ」は10月15日に予定しています。

質問1

6月補正予算で人員3名増（増加後229人）、人件費10百万円増。増加要因は

廣澤総務課長

人員増加理由は、育児休業者の復帰。会計年度職員については年度末退職職員、休職中職員の補充によるもの。当初予算編成時に想定しきれなかったもの。

地域商品券配付事業（一人当たり5千円）は、国からの交付金48百万円、町の基金取り崩し14百万円を財源としているが、基金取り崩しは財政改革に反しないか

廣澤総務課長

商品券配付は、消費の下支え効果が期待でき、また町内事業所での使用に限定しているため経済波及効果も期待されるため課長会等を経て商品券の配付に決定した。

質問2

防災・減災対策について

高志川、古毛川流域の冠水被害対策として六条暗渠改修工事を進めているが、町では重要性をどの程度認識しているか

質問3

地域おこし協力隊について

制度を導入して何年、延べ受入人数は

質問4

幼稚園、小学校児童の送迎について

町内4幼稚園、小学校駐車場の状況確認、整備を要望する

質問1

公共交通の維持について

公共交通の維持・確保への対策は町としても、移動手段を持たない、人や高齢者・学生にとっては生活を営む上で公共交通が非常に重要な交通手段である事から、なくてはならないものと、認識しています。公共交通である路線バスは県内の多くが赤字状態です。そこでバス会社・県・市町村が一体となって路線バスの維持について協議し、維持・確保に向けて働きかけて参ります。

吉田企画防災課長

公共交通利用促進への取り組みは

吉田企画防災課長

利用客を増やす取り組みとして町独自に路線バスの定期券購入費の半額助成制度を積極的に周知を図り利用促進

に取り組んで参ります。

質問2

小・中学校の議会見学・傍聴について

①小・中学校の授業で議会見学・傍聴の希望はないか

答 弁 坂東教育委員会事務局長

松島小学校では毎年職場見学の一環で役場と議場を見学しています。他の学校の希望は聞いていないが、最も身近な町議会を見てもらうことは、将来上板町を担う子どもたちの主権者としての自覚を高め知識や考察力、行動力の育成に繋がるので、校長会等で議会見学や傍聴を積極的に行っていただくよう周知したいと思えます。

質問3

上板町のPRについて

①上板町のPR活動は

答 弁 長濱産業課長

徳島市を中心に、14市町村で構成するイーストとくしま観光推進機構で広域的に上板町のPR活動の推進を行っております。毎年見直す新規の周遊コースで上板町の新しい魅力を発掘し、発信出来るよう取り組んでまいります。

②かきじいの活用は

答 弁 長濱産業課長

かきじいを町内外の各種イベントに参加させてPRに努めております。新型コロナウイルス感染症が5類に移行したので今後はより一層の活用と上板町のPRに努めてまいります。

③かきじいのグッズの種類数は

答 弁 長濱産業課長

今は6種類で今年度に「かきじいストラップ」の作製を進めております。

④かきじいグッズの利用は

答 弁 長濱産業課長

必要に応じてPR等をかねて積極的に使用しております。配布の例として

は、町の発展に寄与された方や一定の成果を上げた方への副賞品として利用し、ふるさと納税の返礼品としての活用を検討しております。

質問4

自転車用ヘルメット着用努力義務化について

①自転車用ヘルメット購入費補助制度の考えは

答 弁 吉田企画防災課長

ヘルメット着用促進として板野交通安全協会、上板分会、交通安全母の会、上板町交通指導員、徳島板野警察署協力のもと、ヘルメット着用の促進や安全運転の呼び掛け等を積極的に行い、これらの啓発活動後の着用状況等により、補助制度の必要性を検証していきたいと考えます。



前田 忠道 議員

質問1

緊急通報システムについて

①緊急通報システムの現状について

答 弁 廣野健康推進課長

緊急通報装置を令和2年度では、15台が貸与され、緊急通報が2件、健康相談が73件、3年度は、17台が貸与され、緊急通報は0件、健康相談が103件、昨年度においては、18台が貸与され、3件の緊急通報並びに21件の健康相談があり、センターが対応した。なかには、救急車の出勤依頼を行い、命を守った事例もあった。現在、20台の緊急通報装置が貸与されている状況である。

再問 直近で2名の孤独死があったので、不幸なことを未然に防げるよう、今後もしっかりと運営して欲しい

質問2

鶯ヶ谷川の管理について

①鶯ヶ谷川中流の改修について

答 弁 佐藤建設課長

鶯ヶ谷川は、下流部及び上流部についてはコンクリート護岸での河川の整備が行われているが、中流部では、現在、護岸が石積み状態の箇所がある。本年度においても石積みが増らんでいる箇所が見つけられたので、県へ連絡し早急に対応をしていただいている。毎年、雑木などで川の流れに影響が見つけられる物の除去や、堆積土砂等の浚渫要望を行っているが、今後においては、新たに中流部の護岸整備も含めた形で、県へ要望を挙げていきたいと思っている。

再問 改修が必要と判断された箇所をそのままにしておく、人災にならないか

そのままでおくと、人災にならないか心配なので、早急に対応をしていただきたい

質問3

勤労青少年の家について

①勤労青少年の家解体後における土地の利活用について

答 弁 坂東教育委員会事務局長

この度、建屋の老朽化に伴い松岡康毅生家跡に建つ勤労青少年の家を解体するにあたり、解体後の利用等については、現在のところ何も計画はしていません。また、財政面、その他事業との優先順位を考えると何をすることも非常に厳しいのが現状である。

解体後は、記念碑周辺及び敷地内の環境整備を行いながら、今後の利活用方法を考えていきたい。

再問 松岡康毅氏は、上板町七條出身の司法官僚・政治家。従一位勲一等男爵、貴族院勅選議員、日本法律学校第2代校長、日本大学初代学長・初代総長。検事総長や農商務大臣を歴任、枢密顧問官。山田顕義の死後、廃校決議まであった日本法律学校存続のため奔走し、第2代校長になる。後に専門学校による大学組織「日本大学」の初代学長となり、同学の発展に寄与し、同学の礎を築いた。今年、松岡康毅氏の没後100年という節目の年であるが、町として、松岡氏をどのように顕彰するのか

答 弁 松岡町長

議員が言う通り、偉大な先人は、上板町の誇れる大先輩であることに間違いはない。県内にも多くの日大の卒業生がおり、県内を始め全国、全世界で活躍されていると思う。この質問をきっかけとし、色々な方面に声をかけ松岡康毅・生家の地を広く知らせ、教育・文化・体育の地として活用できるように考えていきたい。各方面からの情報があれば、道しるべになるかと思うので協力をお願いしたい。

編集後記

第3回目「議会だより」を編集いたしました。今回は令和5年第2回定例会の一般質問並びに4月6日「議会のうごき」を掲載いたしました。今定例会は議員全員が一般質問を行いました。

上板町議会広報編集特別委員会

宝くじ
公式サイト

宝くじがネットで
購入できる!

宝くじ公式サイト

宝くじの収益金は、明るく住みよいまちづくりに使われます



お問い合わせ先 | 宝くじコールセンター TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料)
TEL 011-330-0777 (有料)

Happy Birthday!

お誕生おめでとう (令和5年6月)

新田 智久 | 磨友 | 悠仁 男子 (高瀬)



●お問い合わせ● 上板町役場 住民人権課 ☎088-694-6809

学校給食
センター

8月27日～9月2日は 「とくしま野菜週間」です



8月31日は8(や)3(さ)1(い)の語呂合わせから「野菜の日」です。野菜の良さを見直してもらおうと、1983年(昭和58年)9月に制定されました。

徳島県の現状は、平成18年から平成22年の国民健康栄養調査のデータでは成人男子245g(ワースト1位)、成人女子241g(ワースト2位)でしたが、平成28年の国民健康栄養調査では、男性が313g(全国8位)、女性が309g(全国3位)と、大幅に改善されています。

では、1日にどれくらい野菜を食べればいいのでしょうか?「健康日本21(第二次)」では350g以上と掲げられています。緑黄色野菜を120g、その他の野菜を230g程度と考えるといいでしょう。野菜料理は1皿が約70g程度なので、1日に5皿の野菜料理を目安にしてください。朝に1皿、昼と夜で2皿ずつなど、3食に分けて食べたり、加熱して“かさ”を減らしたり、工夫して摂るといいですね。

また、徳島県では、8月31日の野菜の日を含む1週間を「とくしま野菜週間」と独自に定めています。目標量までもう少しのところまでできています。夏野菜には体を冷やす効果があるともいわれているので、夏バテ予防に夏野菜たっぷりのメニューはいかがでしょうか。



●お問い合わせ● 上板町学校給食センター ☎088-694-2279

内閣府では「地震防災対策の現状調査に係る 住民向けアンケート」を実施しています

この度、内閣府では、今後の防災対策に活かすため、日頃の防災意識や対策等に関する調査を実施します。一人でも多くの方にご回答頂きたく、ぜひご意見をお聞かせください。また、本アンケート調査を通して、皆様一人一人が防災意識を高め、日頃から災害への備えに取り組んでいただくと幸いです。

○回答フォーム URL: <https://en.surece.co.jp/kaiko2023/>

○実施期間: 令和5年8月31日まで(予定)

○回答の際、以下の点にご注意ください。

- ・回答は1人1回限りとなります。
- ・回答の途中で、回答状況を一時保存することはできません。
- ・選択式の設問は該当する選択肢をチェックしてください。また、記述式の設問は可能な限り具体的にご回答ください。
- ・お答えいただいた内容は、個人が特定できないようとりまとめたのち、今後の防災対策の検討に活用させていただきます。



本アンケートについての
お問い合わせ・ご意見・ご要望について

内閣府 政策統括官(防災担当)付 参事官(防災計画担当)付
問い合わせフォーム: <https://form.cao.go.jp/bousai/opinion-0067.html>

毎月勤労統計調査特別調査へのお願い

厚生労働省・徳島県では、本年7月31日現在で、常用労働者を1～4人雇用している事業所を対象に、毎月勤労統計調査特別調査を実施します。

この調査は、1～4人の常用労働者を雇用する小規模事業所における賃金、労働時間及び雇用の実態について全国及び都道府県別に明らかにすることを目的に実施しており、調査結果は、小規模事業所の実態を示す資料として国民経済計算(GDP統計)の作成等に使用されています。

調査対象となる事業所には、8月から9月にかけて統計調査員が訪問し、調査の御依頼をいたします。

調査票に書かれた内容は、「統計法」により厳しく秘密が守られます。また、統計以外の目的に用いることも固く禁じられていますので、何卒、調査に御協力いただけますようお願いいたします。

●お問い合わせ● 徳島県統計データ課 ☎088-621-2734

厚生労働省 / 徳島県